


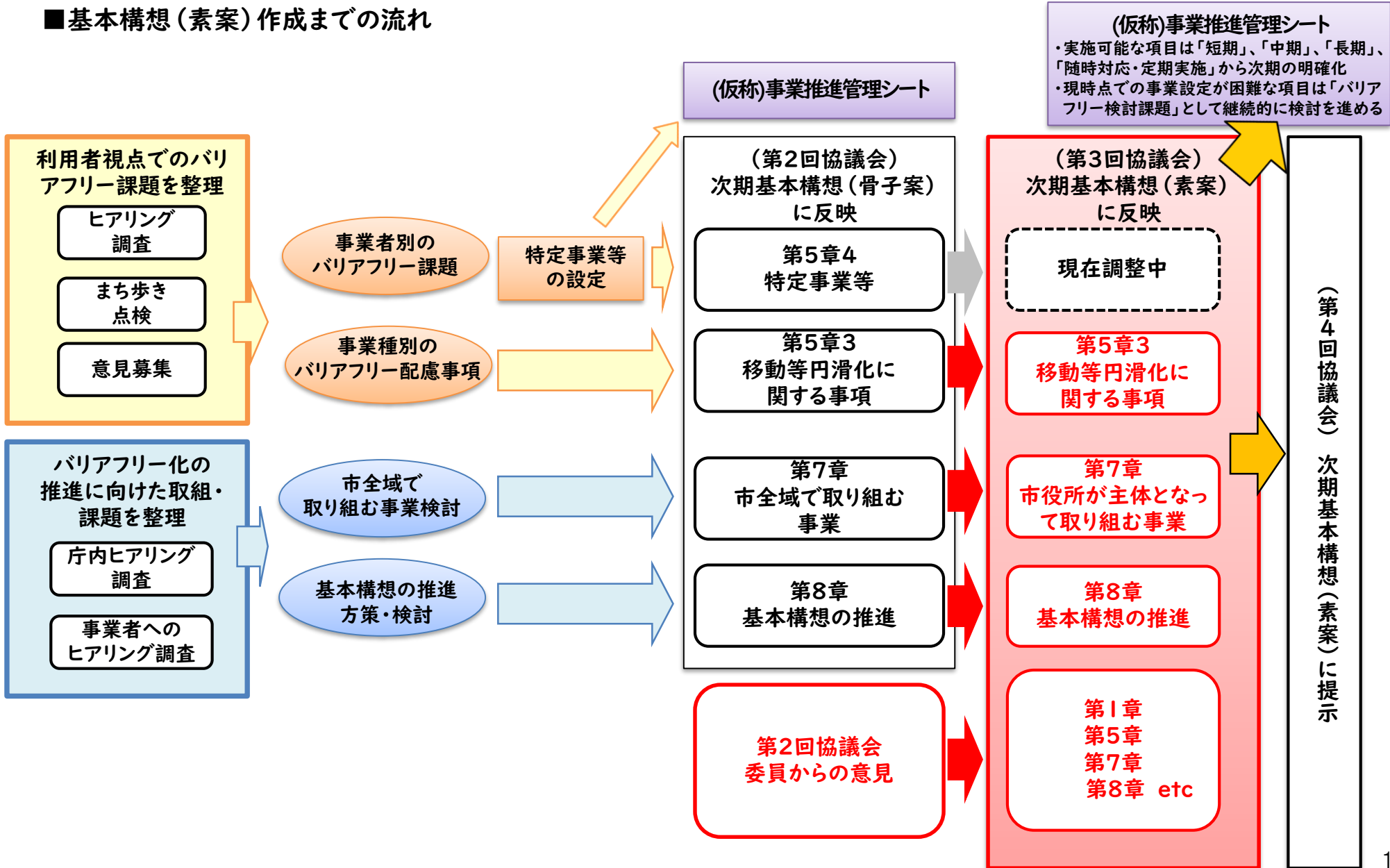
資料 2



茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の 改定について

1. 第2回協議会(10/25)以降の流れ

■基本構想(素案)作成までの流れ

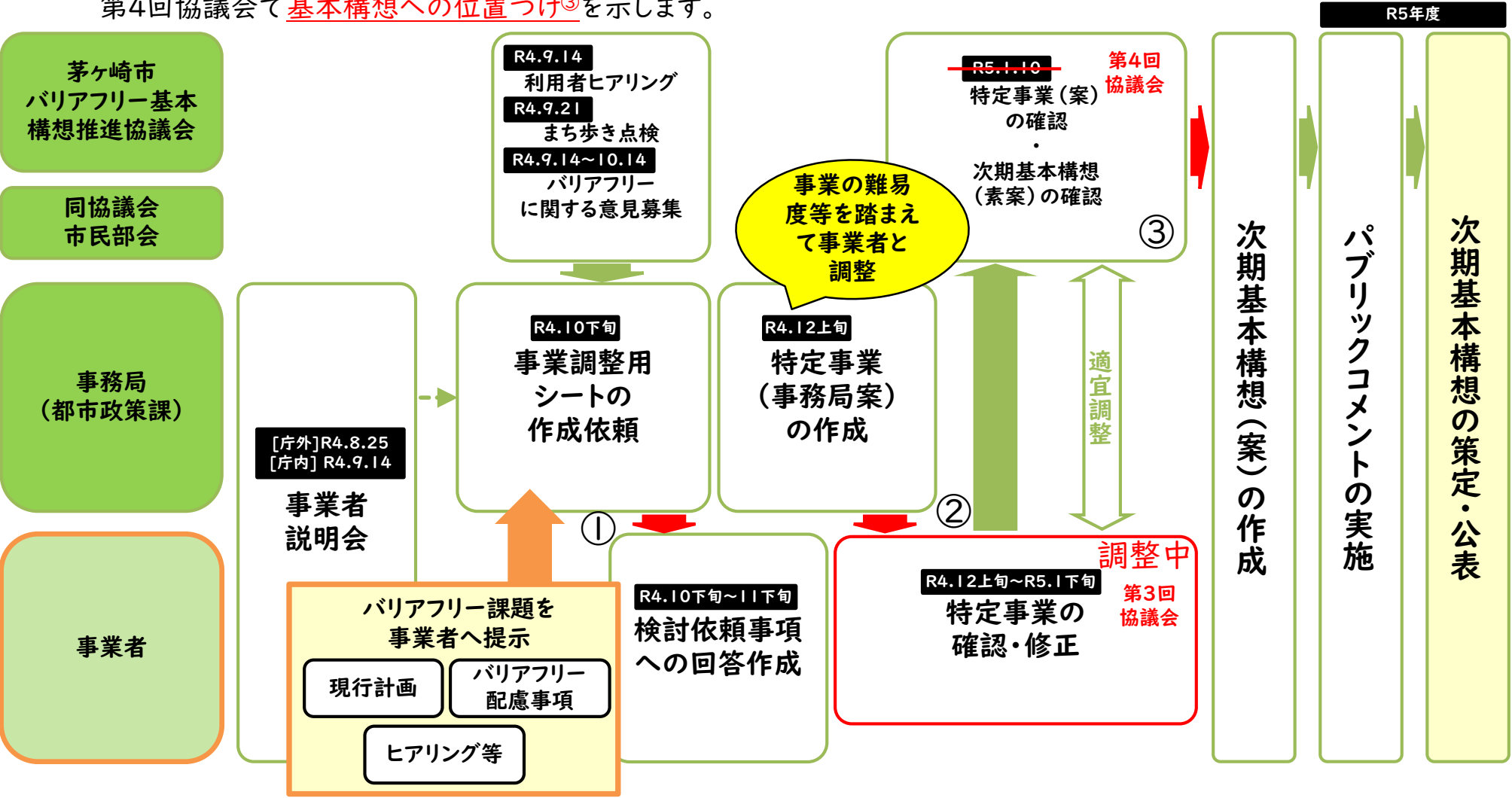


1. 第2回協議会(10/25)以降の流れ

■ 特定事業の調整

特定事業の設定に向けて、事業者に対して検討依頼事項①を示し、特定事業(事務局案)②の調整中となります。

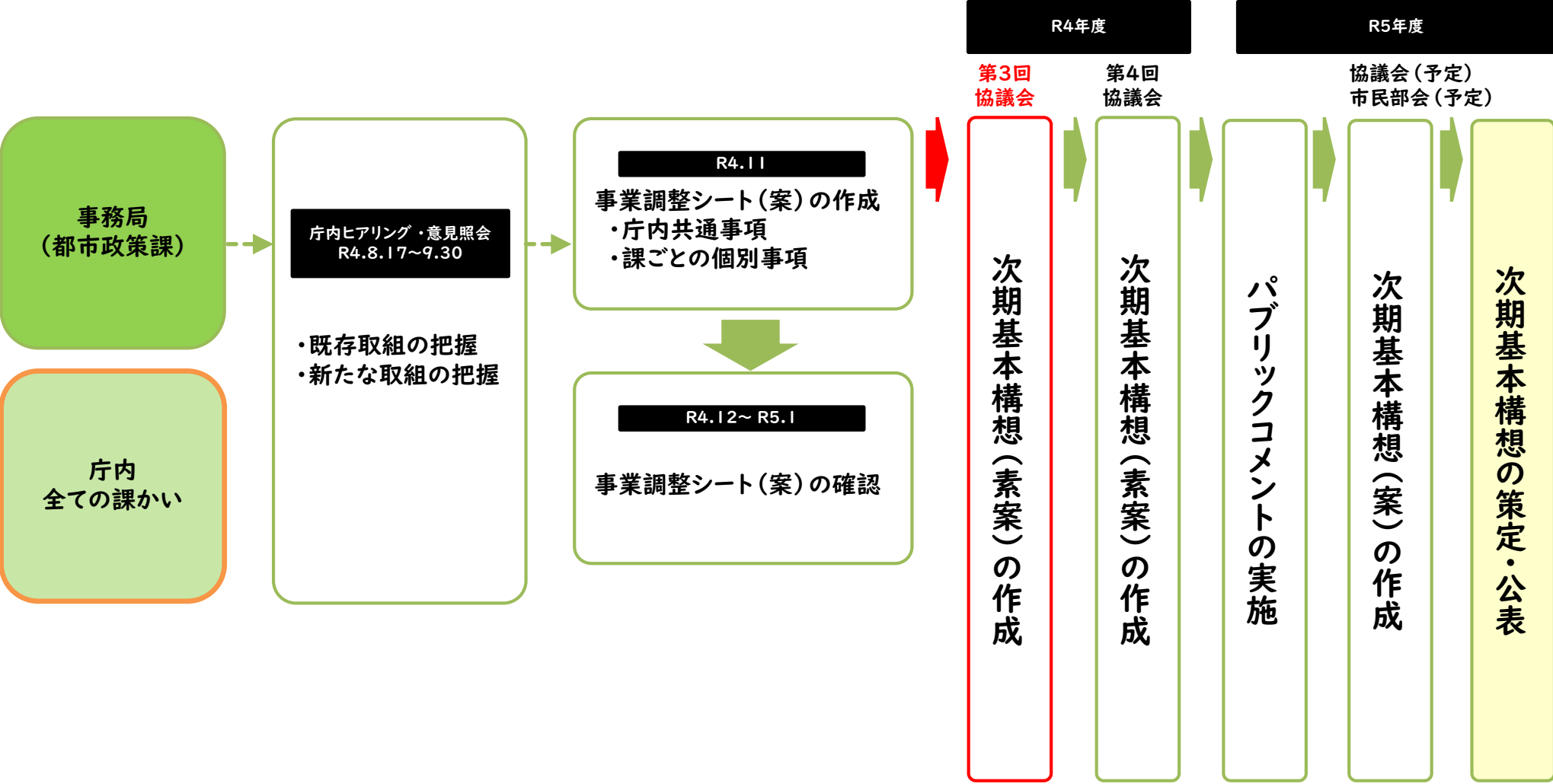
第4回協議会で基本構想への位置づけ③を示します。



1. 第2回協議会(10/25)以降の流れ

■市役所が主体となって取り組む事業

庁内の全ての課かいに対して、担当業務の中で実施可能なバリアフリー化を抽出し、選定



1. 第2回協議会(10/25)以降の流れ

■第2回協議会での意見と対応

素案
(資料3)

目次	第2回協議会での意見	対応(素案への反映等)	参照ページ
第1章	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現を追加に合わせ、神奈川県が示した「ともに生きる社会かながわ憲章」も追加した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「1 基本構想改定の背景・目的」に「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定に関する記載を追加しました。 	2
	<ul style="list-style-type: none"> 33%の進捗があるので、その特定事業計画の成果を記載するとよい。 生活関連施設の中で、現行基本構想で完了したかわかるよう記載するとよい。 市民中心で進めている心のバリアフリーの取り組みについて記載するとよい。 茅ヶ崎市の強みは心のバリアフリーの推進となるのでその点を記載するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「2 旧基本構想の成果」を追加し、以下の4点を整理しました。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重点整備地区(特定事業等の実施状況等) (2) 整備促進地区 (3) 市民部会による心のバリアフリーの推進 (4) バリアフリー設備に関する情報の公開 また、市民部会の取組概要を資料編に追加しました。 	5~15 142~162
	<ul style="list-style-type: none"> 現行基本構想の課題、その考察、これまでの評価(前向きな評価も含めて)記載するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 旧基本構想の成果を踏まえ、「3 基本構想改定に向けた課題と方針」を追加しました。 	16
第5章	<ul style="list-style-type: none"> (茅ヶ崎保健福祉事務所の記載について)「平成29年4月に保健所政令市へ移行する」の文の修正する方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業一覧を更新する際に記載内容を修正します。 	108
	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎では、利用者が願う形になるが、市民ができることを事業化していくことも記載するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「5 重点整備地区のその他の事項」の中に“市民主体の取組”として心のバリアフリーの推進に向けた取組を整理しました。 	119~ 120
第7章	<ul style="list-style-type: none"> 市全域で取り組む事業の中にも心のバリアフリーに関する記載するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「2 市役所が主体となって取り組む事業」に心のバリアフリーに関する取組を設定しました。 	127
第8章	<ul style="list-style-type: none"> 当事者参加、目線の視点では、神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例が制定、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の改正の動きもあるので状況を把握するとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「4 基本構想策定後の市民参加」に街づくり条例の改正等に関する記載を追加しました。 	136
	<ul style="list-style-type: none"> 設計段階でも当事者の意見・要望が取り入れられる仕組みが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「4 基本構想策定後の市民参加」に記載のとおり、施設整備の計画段階から市民との意見交換の機会を積極的に調整します。 	136
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業計画は、利用者が施設管理者等へ要望の形式となりがちだが、施設管理者等の負担軽減、生産性の向上へつながることも検討していくとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業計画の推進管理にあたっては、運用しやすさや施設管理者等の負担軽減を考慮したフォーマットを作成します。 	—
	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別法の改定(合理的配慮の義務)による事業者の負担の程度はどの程度か。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府で、合理的配慮等の具体例をデータ集として公表しています。 内閣府ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>基本的枠組み>障害を理由とする差別の解消の推進>合理的配慮等具体例データ集(合理的配慮サーチ) 	—

2. 骨子案からの主な修正点と本日の検討項目

■次期基本構想(素案)の目次構成案

※現行基本構想や次期基本構想(骨子案)との目次構成の比較については参考資料2をご参照ください

次期基本構想<素案(資料3)の目次構成>

第1章 **はじめに**

1 基本構想**改定**の背景・目的

1 **2** **旧基本構想の成果**

2 **3** **基本構想改定に向けた課題・方針**

4 基本構想の位置づけ・目標年次

5 基本構想の枠組み

6 **SDGsと基本構想の関連性**

第2章 基本構想策定に向けた取組方針

1 基本構想策定における市民参加の取組

2 策定体制及び策定のながれ

第3章 茅ヶ崎市の概況

1 位置・地勢

2 **人口等**

3 交通施設

4 道路

5 **公共・公益施設**

第4章 全体基本構想

1 基本理念・目標

2 目標実現に向けた基本方針

3 **3** **バリアフリー化の進め方**

第5章 重点整備地区基本構想

1 重点整備地区の基本的な方針

2 重点整備地区の位置及び区域

3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項

4 重点整備地区の特定事業等

5 重点整備地区のその他の事項

6 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

次期基本構想<素案(資料3)の目次構成>

第6章 整備促進地区

1 香川駅周辺地区 2 辻堂駅周辺地区

第7章 **市役所が主体となって取り組む事業**

4 **1** **市役所が主体となって取り組む事業の必要性**

2 **市役所が主体となって取り組む事業**

第8章 基本構想の推進

1 基本構想の進行管理体制

1 **2** **市民部会等による心のバリアフリーの推進**

3 市民、事業者、行政の役割と責務に基づくバリアフリー化の推進

4 基本構想策定後の市民参加

資料編

1 **委員名簿**

2 **検討経緯**

1 **3** **市民部会における心のバリアフリーの推進に向けた取組**

4 用語集

5 パブリックコメントの実施結果

黄色セル：本日の検討項目

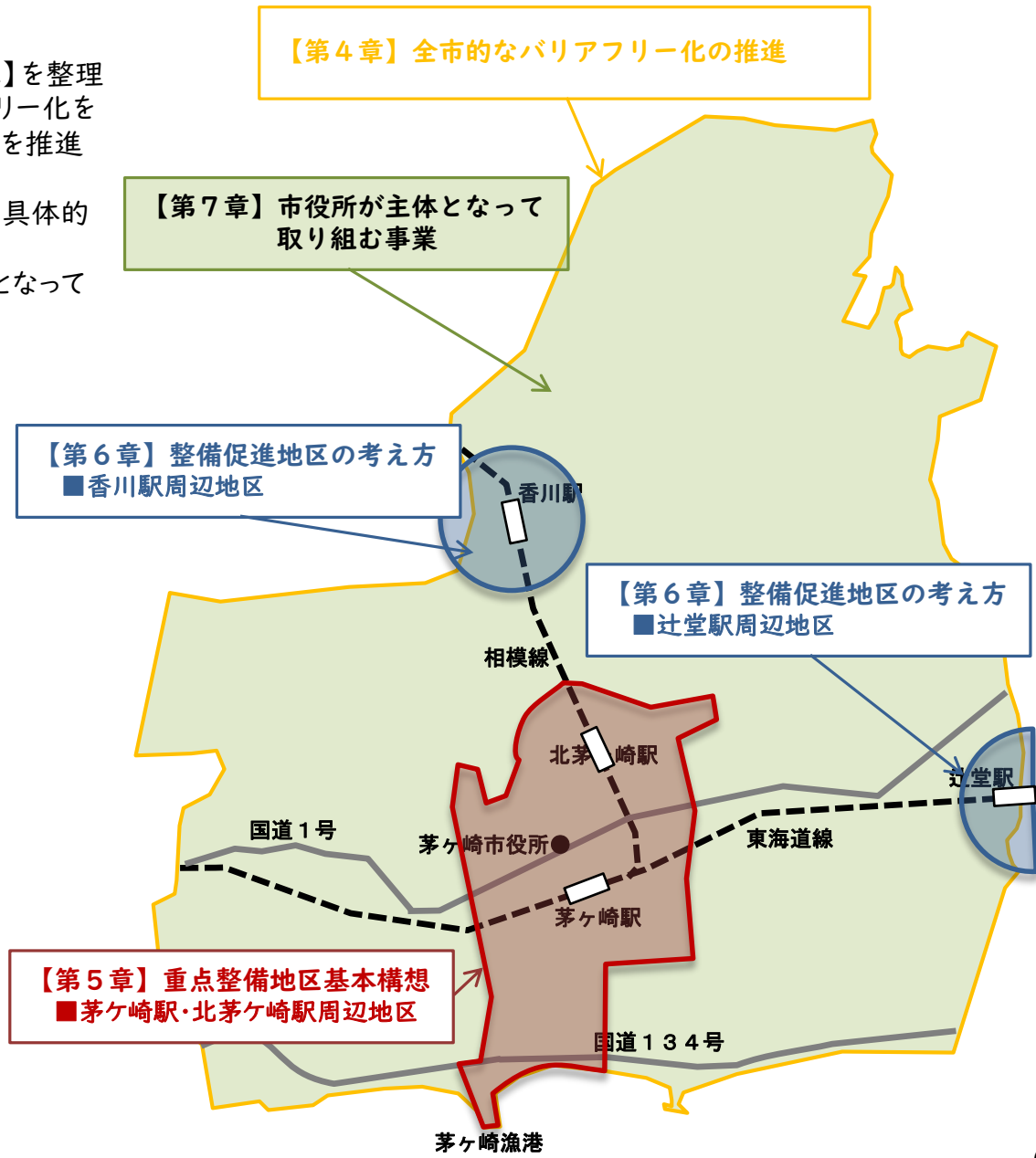
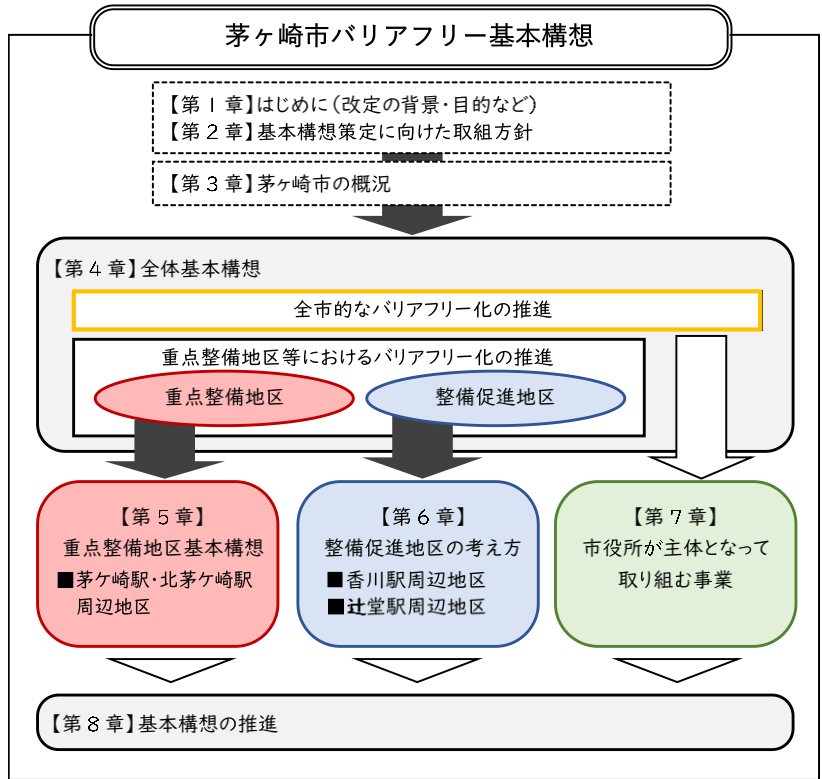
赤字：現行基本構想からの修正箇所

青字：第2回協議会(10/25)以降の主な修正箇所

3. 次期基本構想の全体像

■次期基本構想(素案)の枠組み

- 本市のバリアフリー化の基本的な考え方を示す【全体基本構想】を整理
- そのうち、バリアフリー法に基づき重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する【重点整備地区】、まちづくりと連携したバリアフリー化を推進する【整備促進地区】を設定
- 【重点整備地区】では、地区のバリアフリー化を推進するための具体的な事業(特定事業)等を設定
- 全市的なバリアフリー化の実現に向け、新たに【市役所が主体となって取り組む事業】を設定



4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

【前回協議会での意見】

- ・33%の進捗があるので、その特定事業計画の成果を記載するとよい。
- ・生活関連施設の中で、現行基本構想で完了したかわかるよう記載するとよい。
- ・市民中心で進めている心のバリアフリーの取り組みについて記載するとよい。
- ・茅ヶ崎市の強みは心のバリアフリーの推進となるのでその点を記載するとよい。



【意見への対応】「第1章2 旧基本構想の成果」を追加

- 旧基本構想の成果として、以下の4点を整理しました。
 - (1) 重点整備地区（特定事業等の実施状況等）
 - (2) 整備促進地区
 - (3) 市民部会による心のバリアフリーの推進
 - (4) バリアフリー設備に関する情報の公開

(1) 重点整備地区

特定事業等の実施状況

【(資料3) 5ページ参照】

- ・ 令和4年度末時点の**着手事業は235件(67%)**、うち**完了事業は120件(34%)**
- ・ **未着手事業は118件(33%)**であり、主な要因としては、関連計画や関係者との調整や予算、構造上の課題、新型コロナウイルス感染症による影響等が挙げられた。
- ・ 市民部会主体に実施した完了事業の現地確認(令和4年度)では、**バリアフリー整備の一定の評価がある一方で、新たな課題や改善に向けた意見**も挙げられた。

表 旧基本構想の事業実施状況

種別	事業数(件)					未着手
	着手	着手				
完了		継続	実施中			
公共交通特定事業	45	30	10	18	2	15
道路特定事業	82	38	15	17	6	44
交通安全特定事業	5	4	0	1	3	1
建築物特定事業	195	154	91	54	9	41
都市公園特定事業	16	4	2	2	0	12
その他の事業	10	5	2	1	2	5
合計 (下段は比率)	353 100%	235 67%	120 34%	93 27%	22 6%	118 33%

4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

- 旧基本構想の特定事業が全て完了（継続事業を含む）した施設・経路等は24箇所。

表 旧基本構想の特定事業等が全て完了した事業者 【(資料3) 6ページ参照】

特定事業	事業者名称	施設・経路等名称	
公共交通	一般社団法人神奈川県タクシー協会	タクシー※	
道 路	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	国道1号	
	神奈川県藤沢土木事務所	県道45号	
	茅ヶ崎市	市道5563号線	
		ふれあいはし	
建 築 物	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市役所	
		茅ヶ崎駅前市民窓口センター(市民ギャラリー)※	
		茅ヶ崎市民文化会館	
		茅ヶ崎市立図書館	
		茅ヶ崎市体育館※	
		茅ヶ崎市勤労市民会館※	
		茅ヶ崎公園体験学習センター	
		ちがさき市民活動サポートセンター※	
		茅ヶ崎市社会福祉協議会	
		茅ヶ崎駅南口子育て支援センター※	
		茅ヶ崎駅北口子育て支援センター※	
		茅ヶ崎市ファミリー・サポート・センター※	
		茅ヶ崎市保健所※	
		医療法人社団 康心会 茅ヶ崎中央病院	茅ヶ崎中央病院※
		医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院	茅ヶ崎徳洲会病院
		湘南ステーションビル株式会社	ラスカ茅ヶ崎
株式会社ヤマダデンキ	ヤマダデンキLABI LIFE SELECT 茅ヶ崎店		
イオンリテール株式会社イオン茅ヶ崎店	イオンスタイル湘南茅ヶ崎		
株式会社島忠	島忠茅ヶ崎店		

※ 旧基本構想の特定事業が全て継続事業の施設・経路等

4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

(1) 重点整備地区

特定事業等の実施状況

【(資料3) 7ページ~11ページ参照】

- 平成29年~令和4年度までの完了事業を整理。

※素案(資料3)の記載イメージ

<令和3(2021)度の完了事業>

【道路特定事業】

道路-2: 県道45号(茅ヶ崎中央通り)

- 歩行空間: 幅員の確保、歩道の横断勾配やがたつきを改善した。



道路-10: 市道0217号線(一里塚北通り)

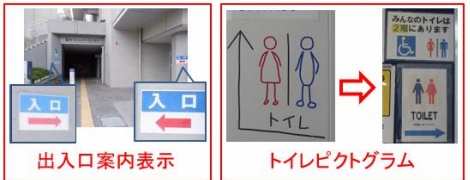
- 自転車走行環境: 自転車通行空間(矢羽根やピクトグラムの設置)を整備した。



【建築物特定事業】

建築物-9: 高砂コミュニティセンター(カフェさぶれ)

- 案内: トイレのピクトグラム*や案内表示を変更した。



建築物-26: ヤマダデンキ LABI 茅ヶ崎店

- 建築物の建て替えをした。(11月26日完成)

4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

(1) 重点整備地区

その他

【(資料3) 12ページ参照】

公共サインの整備 >>

平成27年に『茅ヶ崎市公共サインガイドライン』を策定。

茅ヶ崎駅周辺を中心に、歩行者系の公共サインの体系を構築し、駅等の施設及び歩道のある交差点に地図を用いた「図解サイン」、愛称道路の起終点又は道中に道路の名称を示した「同定サイン」、新たな施設整備に際し公共サインガイドラインに基づき「指示サイン」等を整備。



図解サインAタイプ
(茅ヶ崎駅南口)



図解サインBタイプ
(高砂緑地)



同定サイン
(鉄砲道)



指示サイン
(市役所前広場)

道路付属物 (案内) >>

茅ヶ崎駅や国道1号周辺に設置するエレベーターは、設置箇所毎に稼働時間が異なるため、ポスター掲示により利便性を向上。

エレベーターの稼働時間のご案内

国道1号地下道エレベーター		JR茅ヶ崎駅エレベーター	
番号	稼働時間	番号	稼働時間
EV①	6:00~22:00	EVm	9:00~23:00
EV②	6:00~22:00	EVあ	24時間稼働
EV③	6:00~22:00	EVい	6:00~22:00
EV④	6:00~22:00	EVう	5:30~24:00
		EVえ	5:30~24:00
		EVお	6:00~22:00
		EV南	24時間稼働

このエレベーターは、**国道1号地下道エレベーター EV①**となります。

発行日: 令和3(2021)年3月5日 最終版 茅ヶ崎市 道路部

4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

(2) 整備促進地区 【(資料3) 13ページ参照】

香川駅周辺: 香川駅周辺整備事業

- 県及び寒川町と連携して実施した香川駅の西側行政界にある**聖天橋の架け替え事業が平成30(2018)年に完了**したことを契機に香川駅前から聖天橋までを結ぶ市道7115号線の歩道整備事業を推進中。
- これまで市道7115号線は、幅員約4メートルと狭く、歩車分離が図られていないだけでなく、車の相互通行も困難な状況でした。これを生活道路としての利便性を保てるよう車道幅員5メートル、歩道幅員2.5メートルを合わせた7.5メートルに整備し、歩行者等の安全性を確保。



辻堂駅周辺: 辻堂西口周辺整備事業

- 辻堂駅西口重点整備地区整備計画が平成27(2015)年に改定され、その後、赤松町地区土地区画整理事業が個人施行により実施。
- **平成30(2018)年に赤松町地区土地区画整理事業は完了**し、土地形状の改善と歩道や周辺道路の拡幅等、周辺公共施設が整備。



4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

(3) 市民部会による心のバリアフリーの推進 【(資料3) 14ページ参照】

- 市民部会では、旧基本構想策定後も継続的な活動を実施しており、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの理解促進の推進に向けた取組を展開してきました。
- 具体的には、障がい者への理解を深めることを目的に、広報ちがさきやデジタルサイネージ、ポスター等を活用して幅広い市民に対して普及啓発を行ったり、小学校4年生を対象とした心のバリアフリー教室を開催して障がい者と対話する機会を設けたりしました。また、ポスターの掲出協力事業者の漸増や心のバリアフリー教室の内容拡充など、取組を実践しながら新たな発展に向けて取組できました。
- 成果は、国の資料や学会等で好事例として紹介されるなど、市民部会による取組が広く評価されています。



今後の取組方針については、「第8章 基本構想の推進」に「2 市民部会等による心のバリアフリーの推進」という項目を新たに設け、その中で整理しています。 【(資料3) 134ページ参照】

- 本基本構想策定後も、これまでの取組を継続的に展開。また、市民部会主体の取組を核として、関係団体や障がい当事者等、さらには一般市民に取組を広く周知し、参加や協働の機会を積極的に設ける。
- 広報ちがさき欄外を使った心のバリアフリーの普及啓発 ≫ 今後は、心のバリアフリーにまつわるメッセージを市民から募集して掲載するなど、市民が主体的に参加できる機会を設け、多くの人に関わりお互いに歩み寄った取組を目指す。
- 心のバリアフリー教室 ≫ これまでの実績をもとに、開催校の増加を目指すとともに、市内事業者向けのバリアフリー研修に知見を展開していくなど、取組内容の発展と受講対象者の拡大を目指す。
- 上記以外の取組についても、市民の参加や協働・連携を念頭に、市民部会が主体となり、関係団体や障がい当事者等の意見を取り入れながら、これまでの検討や実践を踏まえ、さらなる発展に向けた検討を行うなど、継続的かつ段階的な取組の展開を目指す。

4-1. 検討項目①: 旧基本構想の成果

(3) 市民部会による心のバリアフリーの推進 【(資料3) 14ページ参照】

表 これまでの取組

年度	分類	市民部会の取組	番号
平成29年度 (2017)	普及啓発	茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加	1
平成30年度 (2018)	普及啓発	第35回市民ふれあいまつりへの出展	2
		障がい特性に対する理解に係るリーフレット作成及び当事者団体へのアンケート実施	3
令和元年度 (2019)	普及啓発	広報ちがさき欄外を使った普及啓発	4
	教育啓発	ポスターによる啓発	5
令和2年度 (2020)	普及啓発	心のバリアフリー教室	6
		広報ちがさき欄外による普及啓発	4
	取組評価	ポスターによる啓発	5
		心のバリアフリー教室	6
		国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰への推薦及びパンフレットへの掲載	7
ユニバーサルデザイン2020評価会議の会議資料への掲載	8		
学会等での発表	9		
令和3年度 (2021)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスター啓発	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
取組評価	移動等円滑化評価会議関東分科会での発表	10	
令和4年度 (2022)	普及啓発	広報ちがさき欄外による普及啓発	4
		ポスター啓発	5
	教育啓発	心のバリアフリー教室	6
	取組評価	教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインへの掲載	11

※各取組の概要については、素案(資料3)の資料編で整理
【(資料3) 142ページ~162ページ参照】

4-1. 検討項目①:旧基本構想の成果

(4) バリアフリー設備に関する情報の公開 【(資料3) 15ページ参照】

- 公共施設等のうち公表可能な **105施設を対象**に、施設の位置情報等に加え、バリアフリースイレや駐車場、スロープ、エレベーター等の画像(写真)を **オープンデータとして公表**。
- 近年、スマートフォンのアプリを活用し、外出、移動される方も多く、地図情報に写真などを交えたアプリのニーズも高まっていることから、事業者の積極的かつ多様な活用に期待。
- バリアフリー施設に関する画像(写真)をオープンデータとして公表することは、**県内自治体初の取組**。

表 バリアフリー設備に関するオープンデータの概要

名称	バリアフリー設備情報
作成日	令和2(2020)年2月28日
対象施設	市内公共施設(105施設)
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共施設などの位置情報及びバリアフリー設備の有無(105施設)以下について設置有無を整理 みんなのトイレ/エレベーター/駐車場/スロープ(坂道)/ベビーベット/誘導ブロック/貸出用車いす/点字付き案内板/幼児用トイレ/親子トイレ/おむつ台/授乳室/ベビーチェア/トイレ/手すり/入口付近/自動販売機/観客席/補助いす/調理室/ベビーカー置場 各施設の写真データ 多目的トイレ、駐車場、スロープ、エレベータ等(802枚)
URL	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/jyohosuishin/1009746.html

4-2. 検討項目②: 基本構想改定に向けた課題と方針

【前回協議会での意見】
・現行基本構想の課題、その考察、これまでの評価(前向きな評価も含めて)記載するとよい。

【意見への対応】 旧基本構想の成果を踏まえ、**「第1章3 基本構想改定に向けた課題と方針」を追加**しました。

改定に向けた課題

- 1 理念・目標
 - バリアフリー法改正に基づく理念・目標の再設定が必要
 - 障害者差別解消法等の関連法や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例改正への対応が必要
 - 対象者の拡大が必要
 - 超高齢社会に突入しバリアフリー整備等の需要の高まりに向けた対応が必要

2 対象地区

- バリアフリー法改正を踏まえた地区拡大の可能性検討が必要

改定の方向性及び方針 【(資料3) 16ページ参照】

- ### 理念・目標の充実
- ・「社会的障壁の除去」「共生社会の実現」の理念を踏まえた理念・目標の充実化と、それらを受けた対策や障がい理解啓発の推進
 - ・目標年次を令和14(2032)年度に設定
 - ・旧基本構想に加え外国人やLGBTQなど多様な人々を対象者に追加
 - ・だれもが安心して過ごせるまちづくりに向けたより一層のバリアフリーの推進を強調
 - ・SDGsと本基本構想との関連性を明記

茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区のバリアフリー化の深化

- 「茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区」を重点整備地区に引き続き設定し、更なるバリアフリー化を推進

全市的なバリアフリー化の推進

- ・市独自の考え方に基づき、「香川駅周辺地区」「辻堂駅周辺地区」を整備促進地区に引き続き設定しバリアフリー化を推進
- ・全市的なバリアフリー化の展開として、市役所主体の取組を設定し実効性を高めるとともに職員の意識醸成

4-2. 検討項目②: 基本構想改定に向けた課題と方針

改定に向けた課題

3 対象施設・経路

生活関連施設・生活関連経路の検討が必要

公立小中学校のバリアフリー化に向けた方針が必要（法改正により基準適合義務の対象施設に追加）

4 事業設定

旧基本構想の未着手事業や継続事業への対応が必要

バリアフリー法改正への対応が必要（教育啓発特定事業の追加）

市民意見など新たな課題への対応が必要

5 事業推進

事業進捗率の向上に向けた対策が必要

6 市民参加

バリアフリー法や神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例改正を踏まえた市民参加の仕組みづくりが必要

改定の方向性及び方針 【(資料3) 16ページ参照】

生活関連施設・生活関連経路の充実

- ・旧基本構想の設定方針を踏襲し時点修正
- ・小中学校は、市全域に点在することから「市役所が主体となって取り組む事業」としてバリアフリー方針を整理

ハード・ソフトの一体的な取組に向けた事業推進

- ・旧基本構想の未着手事業や継続事業を引き続き推進
- ・教育啓発特定事業や公共交通事業者の役務の提供に関する内容を追加
- ・市民意見等を踏まえ、新たな課題に対応した事業位置づけを推進（感染症対策など新たな生活様式への変化にも対応）
- ・ハード整備に加え、心のバリアフリーの推進や人的対応の充実、バリアフリー設備の維持管理などソフト施策に関する事業を充実

事業推進体制の構築

- ・事業進捗状況の毎年度確認のほか、定期的な意見交換や完了案件の共有により事業着手を促進
- ・国や県等の補助金制度の活用も含め、財源の確保に向けた取組を強化

市民参加の充実

- ・施設整備の計画段階における市民参加を推進（当事者との意見交換の機会の創出等）
- ・市民部会を主体とし、多様な市民参加と協働による心のバリアフリーの推進に向けた取組を継続的に展開

4-3. 検討項目 **3**: バリアフリー化の進め方

【改定に向けた対応】
「第7章 市役所が主体となって取り組む事業」の追加にあわせて、「全市的なバリアフリー化の推進」を【官民連携での取組】と【市役所の取組】に分けて記載を修正しました。

ア 官民連携での取組 【(資料3) 44ページ~ 47ページ参照】

- 全市的なバリアフリー環境の底上げを目指し、心のバリアフリーの推進や施設整備に伴うバリアフリー化の推進等を積極的に推進。

(ア) 心のバリアフリーの推進



旧基本構想の内容を踏襲しつつ、市民の参加や協働・連携による取組を強化

(イ) 施設整備に伴うバリアフリー化の推進



旧基本構想の内容を踏襲

(ウ) 公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進



重点整備地区外の施設や道路においても、「5章 3 重点整備地区の移動等円滑化に関する事項」に留意したバリアフリー化整備を推進することを明記

(エ) 安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進



旧基本構想の内容を踏襲

イ 市役所の取組 【(資料3) 48ページ参照】

- 本市では重点整備地区の枠組みを超え、主体となって取り組む事業を新たに位置づけ、その内容を「第7章 市役所が主体となって取り組む事業」として整理
※具体的な内容については、検討項目 **4** 参照

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

【改定に向けた対応】

全市的なバリアフリー化の推進に向けて、「**第7章 市役所が主体となって取り組む事業**」を新たに設定し、全課共通で取り組む「全課共通事業」と各課個別に取り組む「各課個別事業」に整理しました。

1 市役所が主体となって取り組む事業の必要性 【(資料3) 126ページ参照】

- 改正バリアフリー法で、**公立小中学校**がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられたが、重点整備地区内に限らず市全域に点在することから、**バリアフリー化に向けた全市的な考え方**の整理が必要。
 - 障害者差別解消法の制定を受け、共生社会の実現に向けて、**障がい者への合理的配慮**が求められる中、本市では「障がいを理由とする差別に関する事例集」を作成し職員に周知するとともに、庁内各課においてそれぞれ合理的配慮を実践。
- ↓
- 重点整備地区の枠組みを超え、市全域を対象**として、本市が主体となって取り組む事業を設定。
(全課共通事業及び各課個別事業)
 - 実施時期**は、本基本構想の計画期間と同様とし、事業内容に応じて**随時実施**するもの、**定期的に実施**するものと分けて取り組む。
 - 特定事業と同様に取組の進捗管理**を実施。毎年度当初に、全課共通事業並びに各課個別事業の実施の有無について、確認し、年度末には実績を協議会に報告し評価・検証することで、段階的かつ継続的な発展を目指す。

4-4. 検討項目 **4**: 市役所が主体となって取り組む事業

表 市役所が主体となって取り組む事業の区分

- (1) 心のバリアフリーの推進
- (2) 情報のバリアフリーの推進
- (3) 人的対応・接遇の推進
- (4) 小中学校のバリアフリー化の推進
- (5) 施設等のバリアフリー化の推進
- (6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進
- (7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進
- (8) バリアフリー整備等に係る予算への対応

4-4. 検討項目 ④: 市役所が主体となって取り組む事業

(1) 心のバリアフリーの推進 【(資料3) 127ページ参照】

- 高年齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活が出来るようにするためには、施設整備(ハード面)だけではなく、高年齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。
- 心のバリアフリーの推進に向けて、ポスター等の掲示により、エレベーターや車いす利用者用トイレ等の適正な利用を促進するとともに、市民全体の障がいへの理解を深め、心のバリアフリーの実践に資するための広報活動及び啓発活動等を実施していきます。
- これらの活動では、幅広い市民参加の呼びかけにより当事者の関与や幅広い層への普及を目指すとともに、円滑に運営するため体制づくりも重要となってきます。
- また、職員や施設運営、管理関係者等への教育訓練を徹底し、多様な利用者に対して適切な対応ができるよう取り組んでいきます。
- さらに、小中学生を対象とした教育啓発も引き続き取り組むとともに、市民部会等と連携し、心のバリアフリー教室についてもさらなる展開を目指します。

■ 全課共通事業

項目	事業内容
普及啓発	心のバリアフリーの普及啓発 (ポスター等の掲示による心のバリアフリーの理解促進や優先利用に関するマナー啓発(エレベーター、車いす利用者用トイレ、車いす利用者用駐車施設))
教育啓発	職員教育の実施(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)
	施設運営・管理関係者への教育の実施(多様な利用者への適切な対応、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会との連携等)

4-4. 検討項目 4: 市役所が主体となって取り組む事業

(2) 情報のバリアフリー 【(資料3) 128ページ参照】

- 視覚障がい者や聴覚・言語障がい者、発達障がい者等に対しては、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。音声案内や案内サイン、電光掲示板等による情報提供だけでなく、複合的な方法による取組が重要です。
- 情報のバリアフリーの推進に向けて、多様な利用者に対応した情報提供を実施するとともに、だれもがわかりやすい案内サインやホームページ等の整備に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
情報保障	ホームページのバリアフリー化（音声読み上げ機能への対応、カラーバリアフリーへの配慮等）
	筆談具やコミュニケーション支援ボードの設置及び設置に関する案内の提示
	掲示物や配布物のバリアフリー化（カラーバリアフリー、UDフォント、大きな文字、ルビ、多言語化等）
案内表示	案内サインのバリアフリー化（ピクトグラムの使用、カラーバリアフリー、大きな文字、ルビ、多言語化等）

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(3) 人的対応・接遇の推進 【(資料3) 129ページ参照】

- 障害者差別解消法により、障がい者への「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。
- 本市では、本法を推進するため、職員研修の実施や事例集の配布など、職員の認識を高めるための取組を進めています。
- 今後は、全庁的に合理的配慮の提供のさらなる徹底に努めるとともに、各種窓口や施設を利用する多様な方に配慮し行動するとともに、貸し出し用の拡大鏡や老眼鏡、車いす、ベビーカー等を用意するなど、適切な人的対応・接遇に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
窓口	高齢者等への対応(拡大鏡や老眼鏡の貸し出し等)
	外国人への対応(翻訳機の活用等)
	来庁が困難な方への柔軟な対応 (郵送対応、パソコン・スマートフォンでの対応等)
施設	障がい者・子育て世代への対応 (貸し出し用の車いすやベビーカーの設置と利用案内等)

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(4) 小中学校のバリアフリー化の推進 【(資料3) 129ページ参照】

- 小中学校は、地域の核となる施設であり、避難場所や投票所など、多種多様な方が利用する施設となっています。バリアフリー法では、改正により、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられ、バリアフリー整備の推進が求められています。
- 本市では、重点整備地区内に限らず市全域に小中学校が点在することから、生活関連施設への指定は行いませんが、**「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」にバリアフリー化の方針を反映し、大規模改修等の機会を捉えたバリアフリー化整備**に順次取り組んでいきます。

■各課個別事業

- 「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」へのバリアフリー化の方針の反映
- 学校施設の大規模改修等の機会にあわせ、建物や敷地内の移動等円滑化経路を含めた小中学校のバリアフリー化の推進

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(5) 施設等のバリアフリーの推進 【(資料3) 130ページ参照】

- 本基本構想で重点整備地区に指定されなかった地域や特定事業等が位置づけられなかった施設等においても、各施設設置管理者がバリアフリー法の責務を理解し、バリアフリー化のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要です。
- 本市では、施設等のバリアフリー化の推進に向けて、計画・設計段階における当事者意見の反映や、工事中における安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等に取り組めます。また、だれもが使いやすい施設を目指し、バリアフリー設備等の適正な利用を促進するとともに、多様な利用者に配慮した維持管理・運営を図ります。
- さらに、関係者と締結する仕様書・契約書等において、施設等のバリアフリーに関する協議が円滑に行われるように記載の反映を徹底します。

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(5) 施設等のバリアフリーの推進 【(資料3) 130ページ参照】

■ 全課共通事業

項目	事業内容
計画・設計段階	法令等の遵守及び茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の共通配慮事項の反映
	計画・設計段階における当事者意見の反映 (茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会等との連携等)
	計画・設計に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
工事	安全な通路の確保や誘導、工事案内の周知等
	工事に関する仕様書等における、バリアフリーへの配慮等に関する記載の反映
維持管理・運営	改修時における当事者意見の反映 (茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会等との連携等)
	維持管理・運営に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映
	車いすを使用している職員が不自由なく移動するため、執務室内及びそこに至る動線の整理整頓と十分な幅員の確保
	だれもが使いやすい窓口や記入台の設置(車いす使用者が利用しやすい構造の場所を設けるとともに、椅子を設置するなど利用者に配慮)
	施設利用者が使いやすい駐輪場(整備及び定期的な整理・整頓)
	執務室内及びそこに至る動線の整理整頓と十分な幅員の確保
建物・土地の賃貸借	建物・土地の賃貸借に関する仕様書・契約書等における、バリアフリーに関する設計協議や当事者参加に関する記載の反映(重点整備地区内の場合)

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(6) 災害・緊急時におけるバリアフリー化の推進 【(資料3) 131ページ参照】

- 災害時や緊急時においても、だれもが必要な情報を多様な方法で得たり、避難所で安心して過ごせるような環境整備の推進が必要です。
- 本市では、災害に備え、避難行動要支援者の個別避難計画の作成や、災害情報発信ツールの提供、避難所における多言語シート、多目的簡易ベッド、パーテーション等の整備を進めます。また、緊急時の通報システムにおけるバリアフリー対応の充実化を図ります。

4-4. 検討項目 ④: 市役所が主体となって取り組む事業

(7) イベント・会議・講演等におけるバリアフリー化の推進 【(資料3) 131ページ参照】

- 各種イベントや会議、講演、選挙等において、だれもが参加しやすいようにバリアフリーに配慮した案内や会場設営、運営に努める必要があります。
- 各種イベントや会議、講演等の計画時には、必要に応じて、障がい者や子育て世代の参加に配慮した取組を実施する必要があります。また、実施時には、多様な参加者に配慮した席の設置や休憩スペースの確保、筆談具等の設置及び設置に関する案内の提示等に取り組んでいきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
計画時	だれもが参加しやすい方法への配慮(オンライン参加や動画配信への対応等)
	障がい者が参加しやすい方法への配慮(点字テキストの準備、手話通訳者及び要約筆記者の手配、車いす使用者用の席(傍聴席を含む)の設置等)
	子育て世代が参加しやすい方法への配慮(託児サービスの手配、児童・乳幼児の同伴等が可能な席(傍聴席を含む)の設置等)
実施時	休憩スペースの確保

4-4. 検討項目④: 市役所が主体となって取り組む事業

(8) バリアフリー整備等に係る予算への対応 【(資料3) 132ページ参照】

- 重点整備地区における目標年次までの特定事業等の着実な実施や、市役所が主体となって取り組む事業の推進に向けて、バリアフリー整備等に必要な資金の調達が必要です。
- 国や県の補助金制度等の活用も含め、予算を確保することにより、バリアフリー整備等を着実に推進していきます。

■全課共通事業

項目	事業内容
予算	バリアフリー化に関する予算計上及び次年度予算の確保
補助金等	事業の実施に向けて、国や県等の補助金制度を活用